

静岡県告示第363号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第8号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和5年5月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
狩野川漁業協同組合 伊豆の国市大仁901
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和5年12月1日（第6条第4項は、令和5年10月1日）

別表

改正前					改正後				
(遊具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					(遊具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア魚種	イ 漁業の方法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間	ア魚種	イ 漁業の方法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
(略)					(略)				
うなぎ漁業	もじり		内径12cm以内	3月1日から9月30日まで	うなぎ漁業	もじり		内径12cm以内	3月1日から9月30日まで
	置鈎					鈎2本以内 5仕掛け以内			
	穴鈎					鈎1本に限る			
(略)					(略)				
にじます漁業	餌鈎		黄瀬川	3月1日から <u>12月31日</u> まで	にじます漁業	餌鈎		黄瀬川	3月1日から <u>10月31日</u> まで
			全川（黄瀬川を除く）	3月1日から <u>9月30日</u> まで				全川（黄瀬川を除く）	3月1日から <u>10月31日</u> まで

	フライ釣 テンカラ 釣 ルアー釣		一本釣り に限る	全川（柿 田川を除 く）	3月1日 から5月 19日まで	フライ釣 テンカラ 釣 ルアー釣		一本釣り に限る	全川（柿 田川を除 く）	3月1日 から5月 19日まで
				全支流 （柿田川 を除く 但し大見 川は梅木 発電所取 水口より 上流域、 持越川は 大堰堤よ り上流 域、黄瀬 川は鮎壺 の滝より 上流域に 限る）	5月20日 から <u>9月 30日まで</u>				全支流 （柿田川 を除く 但し大見 川は梅木 発電所取 水口より 上流域、 持越川は 大堰堤よ り上流 域、黄瀬 川は鮎壺 の滝より 上流域に 限る）	5月20日 から <u>10月 31日まで</u>
				黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限る	10月1日 から <u>12月 31日まで</u>				黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限る	10月1日 から <u>10月 31日まで</u>
				黄瀬川（五 竜の滝か ら700m下	<u>11月1日 から2月 末日まで</u>					
		キャッチ &リリース に限る								

				流に位置する富沢の堤防までの区域)
--	--	--	--	-------------------

1の2 第3条の1の1の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中、にじます遊漁のみ行うことができるものとし、その規模等の制限はウ欄のとおりとする。

ア 区域	イ 期間	ウ 制限
黄瀬川の五竜の滝から水窪大堰上流端までの区域(約3 km)	3月1日から10月31日まで	採捕したにじますはその場で再放流しなければならない フライ釣、テンカラ釣、ルアー釣に限る (各漁法1本釣に限る)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、次表の遊漁料に、あゆ・うなぎについては800円、あまご・にじますについては500円、こい・おいかわ・うぐいについては400円を附加して得た金額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	1,800円
		1年	11,000円
あまご・にじます	竿釣	1日	1,200円
		1年	6,600円

--	--	--	--	--

1の2 第3条の1の1の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中、にじます漁業のみ行うことができるものとし、その規模等の制限はウ欄のとおりとする。

ア 区域	イ 期間	ウ 制限
黄瀬川の五竜の滝から水窪大堰上流端までの区域約3 km(以下、「黄瀬川特別区」という。)	11月1日から2月末日まで	採捕したにじますはその場で再放流しなければならない フライ釣、テンカラ釣、ルアー釣に限る

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定める場所において納付すべき遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、下記の遊漁料金に同額の金額を加えて得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	竿釣	1日	2,000円
		1年	13,000円
あまご・にじます	竿釣	1日	1,800円
		1年	8,000円

かに	もじり・かご	1年	6,600円
		もじり・かごについては別途行使用料として、1本(個)あたり1,100円とする	
こい・おいかわ ・うぐい	竿釣	1日	660円
		1年	3,300円

1の2 (略)

3 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。

中学生以下	無料
女性(全魚種及びあまご・にじます日券に限る)	第1項に規定する金額の1/2に相当する額
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

4 本条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、黄瀬川五童の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域(特別区)のニジマス遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	2,000円
		1日 (現場売り※)	4,000円
		1期間	5,000円

※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

かに	もじり・かご	1年	8,000円
		もじり・かごについては別途行使用料として、1本(個)あたり1,300円とする	
こい・おいかわ ・うぐい	竿釣	1日	1,000円
		1年	4,000円

1の2 (略)

3 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄のとおりとする。

中学生以下	無料
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

4 本条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、黄瀬川特別区の遊漁料は次の表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
にじます	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣	1日	2,800円
		1日 (現場売り※)	5,600円
		1期間	7,000円

※ 現場にて、遊漁料監視員に遊漁料を納付する場合

(第6条第4項は、令和5年10月1日から施行する。)